

決 定 (少額訴訟手続)

第1 当事者の表示

神奈川県藤沢市

原 告

神奈川県藤沢市

被 告

第2 主文

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務及び平成23年4月分過払家賃返還債務として、金15万4058円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年10月15日限り、銀行支店の原告名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。
- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成23年10月16日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、本件に関し、本決定主文に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

第3 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 理由の要旨